

宿泊約款

(適用範囲)

第1条

1 Luana Hasunuma (以下『当ホテル』)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条

1 当ホテルに宿泊契約の申し込みを使用とする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 当ホテルにペットを同伴しての宿泊契約の申し込みを行う場合は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊ペット名、年齢、性別
- (2) 犬種
- (3) ワクチン接種歴
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

3 宿泊客が宿泊中に、第1項第(2)号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し出があったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立し、3泊を越えて宿泊の場合、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3 申込金は、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条、第17条、第18条の規定を適用する事態が発生した場合は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約は効力を失うものとします。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとします。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

1 当ホテルは、宿泊者が次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室(員)により、客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
- (4) 宿泊者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 天災、施設・設備の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (6) 宿泊しようとするものが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団および指定暴力団員等又はその関係者、その他の反社会的勢力、それらに関係する法人やその他団体であるとき
- (7) 都道府県条例、山武市条例の規定に該当する時

2 当ホテルにペットを同伴して宿泊する場合は、宿泊するペットが次に掲げる場合においては、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊するペットが、他の宿泊者、来館者に迷惑（攻撃、咬みつぎ、追いまわし、無駄吠えなど）を及ぼす恐れがあると当ホテルが判断したとき
- (2) 宿泊するペットが、過去1年以内に、狂犬病および5種混合以上の予防接種を受けていることが証明されないとき
- (3) 宿泊するペットが、感染症に罹患している可能性があるとき
- (4) その他当ホテルが予め定めた事項に該当するとき
- (5) ペット同宿の同意書にサインを頂けないとき

（宿泊者の契約解除権）

第6条

- 1 宿泊者は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは宿泊者がその責めに帰すべき理由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、第3条第2項の規定により、当ホテルが申込金の支払期日を指定して、その支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊契約を解除したときを除きます。
- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後9時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし、処理することがあります。到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻または午後9時の時刻をもって、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし、処理することがあります。

（当ホテルの契約解除権）

第7条

- 1 当ホテルは、宿泊者が次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊者が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (3) 天災や不可抗力に起因する事由により、宿泊させることができないとき
 - (4) 喫煙所以外での喫煙、消防設備等安全設備へのいたずら、当ホテルが定める利用規約の禁止事項に従わないとき
 - (5) 宿泊者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団および指定暴力団員等又はその関係者、その他の反社会的勢力、それらに関係する法人やその他団体であるとき

- (6) 宿泊者が泥酔、違法薬物の摂取、薬の多量摂取などにより、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき、またその恐れがあるとき
- (7) 宿泊者が宿泊施設および付随施設もしくは宿泊施設、付随施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき
- (8) 都道府県条例の規定に該当する時
- (9) 当ホテルの宿泊者としてふさわしくないと、当ホテルが認めたとき

2 当ホテルにペットを同伴して宿泊の場合は、宿泊するペットが次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊するペットが、他の宿泊者、来館者に迷惑（攻撃、咬みつき、追いまわし、無駄吠えなど）を及ぼす恐れがあると当ホテルが判断したとき
- (2) 宿泊するペットが、過去1年以内に、狂犬病および「3種混合」以上の予防接種を受けていることが証明されないとき
- (3) 宿泊するペットが、感染症に罹患している可能性があるとき
- (4) その他当ホテルが予め定めた事項に該当するとき

3 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第8条

1 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。または宿泊者が当ホテルに到着前にオンラインで登録済みのときは、次の事項を確認していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所および職業
- (2) 外国人にあっては、すべての宿泊者の国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 当ホテルにペットを同伴しての宿泊の場合は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊ペット名、年齢、性別
- (2) 犬種
- (3) ワクチン接種歴
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

3 当ホテルにペットを同伴しての宿泊の場合は、施設利用規約を確認後、同意書にサインをしていただきます。

4 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等の通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条

1 宿泊者が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合は、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 3 時間までは、室料相当額の 30%
- (2) 超過 3 時間以上は、室料相当額の 100%

(利用規約の遵守)

第 10 条

1 宿泊者は、当ホテル内においては、当ホテルが定める利用規約に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条

1 当ホテルの主な施設の営業時間は次のとおりとし、その他施設等の詳しい営業時間はフロント、各所の掲示でご案内いたします。

- (1) フロントサービス 7時から 21時まで
- (2) 門限 なし
- (3) 朝食 SASHIRO'S CAFE(サシローカフェ) 8時 00 分から 11 時 00 時

2 前項の時間は、当ホテルまたは SASHIRO'S CAFE の必要やむを得ない場合には、臨時に変更することがあります。その場合は、適当な方法をもってお知らせします。

(宿泊料金等)

第 12 条

1 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、事前決済を除き、通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条

1 当ホテルは宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらが不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

2 当ホテルは、万が一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室が提供できないときの取扱い)

第14条

1 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の保証料を宿泊客に支払い、その保証料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、保証料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条

1 宿泊者がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊者がそれを行わなかったときは、当ホテルは10万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊者が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊者からあらかじめ種類及び価額の明告がなかったものについては、当ホテルの故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊者の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条

1 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品、同伴したペットが当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 14 日間保管し、その後、千葉県遺失物法に基づき処理します。

3 本条各項の場合における宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項については前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては、前条第 2 項の規定に準じるものとします。

(宿泊者の責任)

第 17 条

宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償して頂きます。

(宿泊するペットの責任)

第 18 条

宿泊するペットが当ホテルに危害を加えたときは、宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償して頂きます。スタッフ、その他の宿泊者及び動物などに損害を与えた場合も、当該ペットの飼い主である宿泊者にその損害を補填して頂きます。

(駐車場の責任)

第 19 条

宿泊者およびホテル施設の利用者が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルは場所を貸し出すだけであり、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

特記事項

- ・大きな地震、津波の襲来などの対応は、避難マニュアルを参照すること。

別表第1 (宿泊料金等の内訳 ※第2条第1項及び第12条第1項関係)

●宿泊料金	内訳：基本料金(室料)、朝食付きプランの朝食料
●追加料金	2頭を超えるペットの宿泊料、その他施設使用料、飲食料など
●税金	税金：消費税

備考

- 1 基本料金はホームページ、予約サイトなどに掲載される料金表によります。
- 2 小学生以下のお客様は、大人料金の60%の宿泊料で、朝食を含みます。
- 3 未就学児は大人料金の30%の宿泊料で、朝食は含みません。
- 4 2頭を超えて宿泊する小型犬は、1頭につき1,000円(税込み)がかかります。

別表第2 キャンセル料(宿泊者の契約解除権 ※第6条関係)

	当日、不泊	前日	7日前から 2日前	14日前から 8日前
個人のお客様	100%	100%	50%	
5室以上	100%	100%	50%	30%